

別表十（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で海上運送法第34条第2項第3号（日本船舶・船員確保基本方針）に規定する船舶運航事業者等に該当するものが措置法第59条の2（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 120\text{円又は}130\text{円})$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180\text{円又は}195\text{円})$ 7」、「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円又は}110\text{円})$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135\text{円又は}165\text{円})$ 9」、「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 60\text{円又は}70\text{円})$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円又は}105\text{円})$ 11」及び「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 30\text{円又は}40\text{円})$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45\text{円又は}60\text{円})$ 13」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該事業年度において措置法令第35条の2第1項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）に規定する日本船舶外航事業（3において「日本船舶外航事業」といいます。）の用に供した船舶が、措置法第59条の2第1項各号列記以外の部分に規定する日本船舶（3(1)において「日本船舶」といいます。）である場合にはそれぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 120\text{円又は}130\text{円})$ 」、「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円又は}110\text{円})$ 」、「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 60\text{円又は}70\text{円})$ 」及び「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 30\text{円又は}40\text{円})$ 」を適用して計算した金額を、同項第1号に規定する特定準日本船舶（3(2)において「特定準日本船舶」といいます。）である場合にはそれぞれ「 $((6) \times \frac{1}{100} \times 180\text{円又は}195\text{円})$ 」、「 $((8) \times \frac{1}{100} \times 135\text{円又は}165\text{円})$ 」、「 $((10) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円又は}105\text{円})$ 」及び「 $((12) \times \frac{1}{100} \times 45\text{円又は}60\text{円})$ 」を適用して計算した金額を記載します。
 - (2) 「日本船舶・船員確保計画の認定日1」の欄に記載された日が令和5年4月1日以後である場合にはそれぞれ「120円又は」と及び「180円又は」、「90円又は」と及び「135円又は」、「60円又は」と及び「90円又は」と並びに「30円又は」と及び「45円又は」を消し、その他の場合にはそれぞれ「又は130円」と及び「又は195円」、「又は110円」と及び「又は165円」、「又は70円」と及び「又は105円」と並びに「又は40円」と及び「又は60円」を消します。
- 3 「日本船舶の稼働日数16」の欄には、当該事業年度において日本船舶外航事業の用に供した次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定める日数を記載します。
 - (1) 日本船舶 当該日本船舶外航事業の用に供した日数
 - (2) 特定準日本船舶 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第4項（報告等）に規定する確認証に記載された当該特定準日本船舶に係る同項第3号に掲げる期間の日数